

議 事 録

平成 2 7 年第 1 回臨時会

平成 2 7 年 2 月 2 日 (火)

開 会	
事務局長	皆様おはようございます。 事務局長の倉掛です。 (10:00)
事務局長	本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、 年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになります。 年長の福本秀昭議員をご紹介します。 福本秀昭議員、議長席にどうぞお願いいたします。 (年長の福本秀昭議員、議長席に着く)
臨時議長	ただ今紹介されました、福本秀昭です。 地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。 皆様のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じますので、何卒よろしく お願い申し上げます。 本日の出席議員は、16名です。 定足数に達していますので、ただ今から平成27年第1回筑前町議会臨時会を開会 します。 これから本日の会議を開きます。
日程第1	
臨時議長	日程第1 「仮議席の指定」を、行います。 仮議席は、ただ今着席の議席とします。 ここで町長から臨時会招集のごあいさつをお願いいたします。 町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成27年第1回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきあり がとうございます。 平成27年2月1日付、筑前町議会議員ご就任おめでとうございます。 夢もあり、課題も山積の筑前町でございますが、それ以上の高い志を、住民、議会、 執行部、共有しながら努力してまいりたいと思うところでございます。 今年は戦後70年、合併10年の節目の年、また、平成の地方創生元年だとも言わ れております。議員各位のご活躍を祈念し、また、ご指導をお願いしたいと思います。 それでは、本日提案します同意案件の提案理由の説明を申し上げます。 失礼いたしました。同意につきましては、後で説明をさせていただきます。
日程第2	
臨時議長	日程第2 「議長志願者の所信表明」を、行います。 ここで、所信表明に入りますが、私も所信表明の申し出をしておりますので、この 間、次の年長者であります栗野議員を臨時議長に指名し、交代いたします。 (仮議長の交代)
栗野臨時議長	再開いたします。 この所信表明演説が終わるまでの間、臨時議長の職務を行いますので、よろしくお 願いいたします。
日程第2	
栗野臨時議長	日程第2 「議長志願者の所信表明」を、行います。 この所信表明は、議会基本条例第2条第2項の規定により実施するものであり、議 会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民にわかりやすい議 長の選出を行うことを目的とするものです。

	あらかじめ4人の議員から申出があり、仮議席順にくじ引きを行い、発言の順番を決定いたしておりますので、随時所信表明を行います。 所信表明の順番は、 初めに、川上康男議員、 次に、一木哲美議員、 次に、矢野勉議員、 最後に、福本秀昭議員 の順番で行います。 制限時間は、1人5分以内です。 まずは、川上康男議員、演壇にてお願いいたします。 川上議員
川上議員	おはようございます。 議長立候補にあたり、私の所信を述べさせていただきます。 二代表制の一翼を担う議会の果たす役割は、住民の声を代弁し、それを町政に届ける役目と行政のチェックをする機関と呼ばれていますが、同時に、政策の最終決定者でもあります。 執行部が提出した議案の可決をしたその時から、議会はその議案に対し、連帯責任を負わなければなりません。住民の意見、要望を一般質問で町政へ問いかけ、改善させることも重要な施策の1つではありますが、最も重要なことは、提出された議案を評決する、その時の過程にあると思います。 昨年10月末、奈良県吉野郡議長会が本議会の議会改革について視察にみえました。終了後、双方の議案の採決方法について話しました。 うちの議会は、反対討論がないとき、また、反対討論があり、その後賛成討論がなくても採決に移りますが、吉野郡議長会は、反対討論がなければ、議長は、全員賛成と認め、その議案を可決し、逆に反対討論があり、賛成討論がなければ、全員反対と認め、その議案は廃案になる。たいへん参考になりました。 ここに1月5日から4日間、掲載された西日本新聞があります。 糸島市で実施された座談会、「地方議会とは何か」に掲載された内容の1つであります。本会議の採決前、市議の1人が反対の立場から討論したと。反対討論だけで賛成討論がない。でも、他の市議はみんな賛成した。普通に考えれば反対になるはずなのに、常識とは違うと感じたと。ここでも同じようなことが掲載をされておりました。 討論、これこそが採決前に与えられた議員の権利であり、賛否の議論を重ね、本当にこの議案は住民のためになるのか、ならないのか、議員一人ひとりが決断することが重要です。皆さんと一緒に検討していきたいと考えております。 次に、議会議員の能力差が自治体間の政策格差に繋がっていくといわれています。議員一人ひとりが資質を高めることは当然ですが、住民福祉のために政策立案ができる議員、議会となることも重要であります。ぜひ全員で取り組みたいと考えております。 次に、今年3月で、合併して丸10年を迎えます。合併効果検証も実施されます。節目の年です。住民の声を吸収し、それを集約して町政に反映せねばなりません。 行政と議会は、一定の緊張感を保ちながら、チーム議会として取り組んでいかなければならないと考えております。 次に、今回の町議会選挙は、2年前の町長選に続き無投票で、住民から信託を受けていません。旧夜須・三輪町制施行以来初めてであり、住民の方からは、議員定数について様々な意見をいただきました。このことにつきましても全員で議論し、結論を

	出していかなければならないと考えております。 最後に、平成24年3月、全会一致で基本条例を制定しました。この条例に基づき、ここで所信表明をしていますが、町づくりには執行部と議会が議論を尽くすことが重要です。そのためにも執行部に反問権を与えております。私は、この条例を順守し、活動していくことが住民の福祉に繋がると確信します。 以上で、私の所信表明を終わります。ありがとうございました。
栗野臨時議長	次に、一木議員、お願いします。
一木議員	皆様おはようございます。 このたびの筑前町町議会議員選挙におきましては、残念ながら無投票でございました。しかしながら、立候補されました議員全員が当選をなされたことを、心からお喜びを申し上げます。共に頑張っていきたいと思っております。 私は、議会議員の先頭に立ち、その責任をしっかりと受け止めて、議会の発展のためにしっかりと頑張る所存でございます。よろしくをお願いいたします。 私は、これまでに各団体、組織に所属をまいりました。 まず、甘木朝倉青年会議所へ14年間所属をいたしまして、昭和62年、この代表の理事長を第18代目として務めさせていただきました。その後、社団法人日本青年会議所九州地区協議会の運営専務として、そのときの会長、太宰府天満宮宮司の西高辻宮司の下、福岡県議会議長加地邦雄さん等々の、各九州内から選出されました方とともに1年間活動させていただきました。 その後、平成2年には税務署から相談を受けまして、社団法人甘木朝倉法人会青年部の部会長を発足をさせていただきました。2期半、5年部会長を務めさせていただきました。会の発展のために全力で尽くさせていただきました。 そのときの多くの友、これが私にとっても大切な今の人としてのネットワークとして、これからまたいろんな場面でお互い交流をさせていただくものということ、まず申し上げておきたいと思えます。 次に、私のこれまでの議員の履歴でございます。 平成11年に旧夜須町商工会商工連盟の推薦を全面的に受けまして、議員へ立候補させていただきました。平成11年に初めての議員へ当選させていただきました。 平成15年には産業建設常任委員会委員長を務めさせていただき、合併後、平成19年には文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報特別委員会委員長を兼任させていただきました。23年には総務常任委員会委員長を務めさせていただきました。 合併前の夜須町議会のおりには、夜須町・三輪町合併の必要性を、強く議会の中でも求めてまいりました。 また、合併協議会におきましては、委員として出席をさせていただきまして、37項目にわたります協議事項に意見等を述べさせていただき、その中で町民交流の広場、躍動と一体感の醸成を求めてということで提案をさせていただきまして、シンボル事業として採択いただきました。そのことが、ただ今の多目的運動公園広場建設へと繋がっています。 私はこれまで、平成11年から昨年12月まで、62定例会へ出席をさせていただきました。また、一般質問を123、質問をさせていただきました。町民の声をしっかりと受け止め、また、町の課題をしっかりと正面から受け止めさせていただきまして、議会の場でそのことを提案、または改善等を求めてまいりました。 私の議会に対する考えでございます。 私は、議会の議長、副議長の任期は2年にすべきと考えております。常任委員長の任期も2年でございます。しかし、2年でもって再任は妨げない。そのときはまた再度立候補し、本人の事情、都合、また議員の皆様方の選挙でもって再任等を行うとい

	うことを、私は考えております。 2つ目は、議員の定数でございます。 現在16名でございます。議員の定数は多いと思っております。議員の定数を、現在、私は、1ないし2名削減と、私は考えておりますけれども、このことは議員みなで協議を行いまして、このことを、2つのことにつきまして、早々に皆様方と協議の上に改定、改善をしていきたいということを考えております。 今述べましたことが、私が議長立候補にあたりましての決意表明でございます。これは皆様方とともに協議を行いながら進めていくわけでございますけれども、全力でこの責を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。
栗野臨時議長	次に、矢野勉議員、お願いします。
矢野議員	皆さんおはようございます。 このたび、筑前町基本条例に基づいて正副議長の選出にあたり、本会議場において、その職を志願するものに対して、所信表明をする、その初めてのこの議会において、表明できることにつきまして、議会の変化を感じておりまして、たいへんうれしく光榮に思っておるところであります。 それでは、私が議長に立候補するにあたり、簡潔に所信を述べさせていただきます。 私の政治姿勢は、是々非々を貫き、町政への政策提言に努めるということであります。これは、良いことは良い、悪いことは悪いと、事に応じて判断し、町政に対して政策提言をするということであります。 私は、議会の役割として、町民の皆様の立場に立ち、福祉の向上のために、使命と責任を果たさなければならないと考えています。 そのために私が先頭に立って、町民の皆さんに開かれた議会及び、信頼され存在感のある議会を目指すために、不断の努力と研鑽を行っていく覚悟であります。 私は、議会運営における最高の規範であり、また、議会のマニフェストと呼ばれている議会の基本条例が宮原前議長の強い指導の下に、平成24年度に制定されました。 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために、必要な議会運営の基本事項を定めております。 議会としては、この条例が目的どおり達成されているか毎年検証を行い、やり方等の見直しを行い、完全な実施に向けて努力していかなければならないと考えております。 今後さらに充実させなければならないものとして、私として、次の4項目を考えているところであります。 1つは、議員の研修、勉強会の実施であります。これは、持続可能な町づくりのため、時代に合った行財政改革が必要であり、特に地方財政について、講師等呼んで勉強会を行い、議員力を高め、議会として議案の提出を積極的に行うこととあります。ぜひ、議会からの条例等の提案を実現したいと思っております。 次に、議会報告会や各種団体等の意見交換会での意見を集約し、全議員での自由討議を経て、具体的に政策提案をすることとあります。 3つ目に、各常任委員会は、積極的に調査研究を行い、分野ごとに政策提言をしなければいけないというふうに思っております。 最後に、開かれた分かりやすい議会運営をめざし、各委員会の会議も、原則公開であるため、町民の皆さんに会議の日時等の情報を知らせることが大切だと思っております。 以上、この4項目については必ず実現するよう、チーム議会の全員野球で頑張って

	いきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 最後に、町民の皆さんの信賴に應えられる議會を構築していくためには、議員各位の努力と行動が不可欠であります。私自身議會改革の先頭に立つて、努力と行動を続けていくことをお約束させていただくとともに、議長として、中立、公平、公正な議會運営に努めるとともに、皆様方のご意見にも真摯に耳を傾けていく決意であります。どうか皆様方のご賛同とご支持を賜りますよう心からお願い申し上げ、私の議長選挙における所信表明とさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。
栗野臨時議長	最後に、福本秀昭議員、お願いします。
福本議員	おはようございます。 このたび議長に立候補いたしました、福本秀昭でございます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。 私は、議員歴10年になりました。当初は何も分からず、ただひたすら一般質問に注視しておったなど、そういう思いが、今、しておるところでございます。 ところが今日に至りましては、議會基本条例の制定が24年度に着手、制定をいたしまして、その後、議會も意識が大きく変わったなどという実感を持ったわけです。 と申しますのも、条例の中でも第9条の自由討議の合意の構成ということで、この自由討議を通して、我々議員が学ばなければならない点が非常に幅広く含まれておるということで、私は、この自由討議に取り組むことを、まず、提案申し上げたいというふうに思っております。 なぜならば、もちろん執行部から提案理由の事業等を含めた説明が詳しくございます。それと併せて議會での問題、あるいは議員としての問題等もあるわけです。それらを含めて、私は、自由討議の中にしっかりテーマとして、私は、審議するということが、極めて大事なことだというふうに認識いたしております。 今や情報化社会の中で、やはり議員として行政のすべてとは申しませんけれども、大きくやはり膨らんだ情報を持っておくと、それをベースに、例えば二元代表制において、執行部に対して是々非々の関係で議論するにしても、私は、そういった情報を持って臨むなら、必ずや審議は深まっていくんだというふうに考えております。 さらに議會報告会にしても、全員ですることも大事かもしれません。しかし、少数ででも対応ができる、そういった情報を議員一人ひとりが自分のものにしておけば、私は十分議會の報告は、少数体制で臨めるんだと。そのことがひいては町民のきめ細かなサービスへ繋がっていくんだというふうに思うわけです。 「おお、議員さんはよう頑張りよるね」と、そういった言葉が、反応が返ってくると。そういうことをですね、期待はしませんけれども、何はともあれ、やはり議員が町民に対して、あらゆる選択をもって、行政のやはり報告を、こまめに情報を発信していくことが大事ではないかなというふうに思ひます。 私は、「耕せ」という言葉をモットーにしています。これは、当初の、私が議員に、最初に出たときにこの言葉をモットーとして取り上げたわけです。私自身、やはりまず自らを耕せと、そしてさらに地域、周辺、周りを耕しなさいという教えの言葉でございます。 私自身もまだまだ欠点だらけでございますけれども、一旦任務を引き受けたからには、その使命をしっかり果たしていきたいという責任のもとに、私は自分の欠点をさらに、私は精進してまいりたいというふうに思っております。以上で終わります。
栗野臨時議長	以上で、所信表明演説が終わりました。 議員の皆様申し上げます。 ただ今行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。

	所信表明の有無に限らず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知をお願いします。 ここで、臨時議長を福本議員と交代をいたします。どうもありがとうございました。 (臨時議長交代)
臨時議長	再開いたします。
日程第3	
臨時議長	日程第3 「議長の選挙」を、行います。 選挙は、投票で行います。 ここで、議場出入口を閉めます。 (議場の出入口を閉める)
臨時議長	ただ今の出席議員数は、16人です。 次に、開票立会人を指名します。 会議規則第30条第2項の規定によって、開票立会人に、 1番 横山善美議員及び3番 木村博文議員を指名します。 「投票用紙」を、配ります。 念のため申し上げます。 投票は、「単記無記名」です。 (投票用紙配布)
臨時議長	投票用紙の配布もれは、ありませんか。 (配布もれなし)
臨時議長	「配布もれなし」と、認めます。 投票箱を点検します。 (倉掛事務局長・石橋主査による投票箱の点検 演壇にて)
臨時議長	「異常なし」と、認めます。 それでは、投票用紙に記載をお願いいたします。 (投票用紙に記載)
臨時議長	皆さん、記載されましたでしょうか。 (「はい」の声あり)
臨時議長	それでは、ただ今から投票を行います。 1番議員から順番に投票願います。 (1番議員から順次投票)
臨時議長	投票もれは、ありませんか。 (投票もれなし)
臨時議長	「投票もれなし」と、認めます。 これで、投票を終わります。 続いて、開票を行います。 横山議員及び木村議員、開票の立会いをお願いします。 (開 票)
臨時議長	選挙の結果を報告します。 投票総数 16票 有効投票 16票 無効投票 0票です。 有効投票のうち 矢野勉議員 8票 川上康男議員 6票

	一木哲美議員 1 票 福本秀昭議員 1 票 以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は、有効投票総数の 4 分の 1 です。よって、矢野議員はこの法定得票数を越え、最多得票数を得ております。 したがって、矢野議員が、議長に当選されました。 議場の出入口を、開きます。 (議場の出入口を開く)
臨時議長	ただ今、議長に当選されました矢野議員が議場におられます。 会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。 議長当選承諾及びあいさつを、演壇にてお願いします。 矢野議員
矢野議員	ただ今皆様方のご指示のもと、議長に就任することができましたことを、たいへんうれしく思っております。どうもありがとうございました。 先ほど所信表明で述べましたように、議会改革が進んでおります。議会の存在感をですね、ぜひ高めていきたいというふうに思っています。先ほども言いましたように、是々非々を徹して、町長といろいろ議論しながら政策提言をして、明るい町づくりにまい進したいというふうに思っております。 これにはですね、ぜひ皆さん方議員 16 名が、チーム議会として一緒になってやっていただかなければできません。ぜひ皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。 簡単でありますけれども、就任のあいさつをさせていただきます。どうもありがとうございました。
臨時議長	以上で、臨時議長の職務が終わりました。 臨時議長の席を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
休 憩	
臨時議長	ここで暫時休憩とします。 (1 0 : 4 5)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 1 : 0 5)
議 長	ただ今より私が、議長の職務を行います。 本日の、これからの議事日程は、お手元に配布したとおりです。
日程第 4	
議 長	日程第 4 「会議録署名議員の指名」を、行います。 本臨時会の会議録署名議員は、 1 番 横山善美議員と 3 番 木村博文議員を指名します。
日程第 5	
議 長	日程第 5 「会期の決定」を、議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日、2 月 2 日の 1 日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日、2 月 2 日の 1 日間と決定しました。
日程第 6	

議 長	日程第6 「副議長志願者の所信表明」を行います。 この所信表明は、議会基本条例第2条第2項の規定により実施するものであり、先ほどの議長志願者の所信表明と同じ目的で実施されます。 あらかじめ、2名の議員から申し出があり、仮議席順にくじ引きを行い、発言の順番を決定しておりますので、随時所信表明を行います。 所信表明の順番は、 初めに、田中政浩議員 次に、石丸時次郎議員、 の順番で行います。 制限時間は、1人3分以内です。 まずは、田中政浩議員、演壇にてお願いします。 田中議員
田中議員	改めましておはようございます。 田中政浩でございます。副議長に立候補するにあたって、思いを簡潔に述べたいと思います。 私は、1期4年の議員活動をしてまいりました。そこで感じたことは、副議長とは議長を補佐して、公正、公平な議会運営に努めることだと思っております。 また、議会の透明性とは、町民の皆様から見て、「議会が見える」、「分かりやすくなった」と言われること、または、感じられるということではないでしょうかと思います。 今回初めて実施された正副議長の所信表明も、その中の1つだと考えております。今後取り組むべき大切な課題については、町民の皆様と、いかに協働の町づくりをしていくかだと思っております。 そのためには、まず、議会全員の信頼関係を築き、チーム議会が1つの組織として、勇気をもって、良い筑前町をつくり上げていく努力をすることだと、私は思っております。 そして、議員それぞれが得意分野での政策を提案していき、執行部と切磋琢磨し、その上で町民の皆様との信頼関係が築いていけるのではないかと、私は信じております。 こうして町民の皆様と執行部と、私たちとの協働の町づくりが実現できると思っております。議員各位の皆様と一緒にこういった活動を進めていきたいとの思いで、立候補をさせていただきました。うまく伝わったかどうか分かりませんが、皆様どうぞよろしくお願いいたします。終わります。
議 長	次に、石丸時次郎議員、お願いします。 石丸議員
石丸議員	おはようございます。 副議長に立候補しました石丸時次郎です。立候補にあたり、所信を表明いたします。 「筑前町議選初の無投票残念。町長選に続き有権者に不満」という見出しで、新聞報道されたことは既に承知のとおりです。このような結果につきましては、いくつもの要因があるかと思われませんが、仮にも議会に対する期待度や関心度の低さが、その要因の1つであるとすれば、現職議員の1人として、自らの議員活動を見直さなければならないと考えているところです。 いずれにしましても、これからの4年間を託されたわけですから、全力で取り組んでいかなければならないことは言うまでもありません。 さて、国は、本年を「地方創生の元年」と位置付け、地方の活性化に向けた具体的な施策を打ち出そうとしています。

	考えてみますと、小さな生き物の存在がなくなれば、いずれは大きな生き物の存在も失われる。物事の道理であります。 そういう意味では、遅きに失した感は否めませんが、何はともあれ地方の時代へ大きく前進したことは間違いないものと思います。いよいよ時代は地方の時代を迎えようとしています。それは同時に地方の力、なかんずく地方議会の力量が試される時代でもあります。 このような認識のもと、議会はこの4年間、全力で議会改革に取り組んできました。それは、議会が変われば、もっと住みよい、住みたくなる町になるはずという確信にほかなりません。私は議会の役割を一言で言えば、住民の幸せ追及にあると考えています。 しかし、今日の地方自治体の現状は、財政難をはじめ人口減少問題等々大きな課題に直面しています。さらに高齢者介護や子育てなど、地域できめ細かに対応すべき政策課題も増えてきました。議員一人ひとりの力を結集し、課題解決に向け総力を挙げて取り組んでいきましょう。 また、今日地方議会は、その存在意義が問われていますが、地方の時代こそ議会がその力を発揮する絶好の機会です。さらに改革を進め、町民の期待に応えられるよう、チーム16で全力を尽くしましょう。 そのために、議員同士の自由討議をされる、活発化し、開かれた議会、実践する議会を目指します。まだまだ力不足ではありますが、議員の皆さんのご支援、ご支持を心よりお願いを申し上げまして、所信表明とします。ご清聴ありがとうございます。
議 長	以上で、所信表明演説が終わりました。 議員の皆様に申し上げます。 ただ今行いました副議長志願者の所信表明は、先ほどの議長選挙と同じように、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知をお願いします。
日程第7	
議 長	日程第7 「副議長の選挙」を、行います。 選挙は、投票で行います。 議場出入口を閉めます。 (議場の出入口を閉める。)
議 長	ただ今の出席議員数は、16名です。 次に、開票立会人を指名します。 開票立会人に、1番 横山善美議員及び3番 木村博文議員を指名します。 「投票用紙」を配ります。 念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。 (投票用紙配布)
議 長	投票用紙の配布もれは、ありませんか。 (配布もれなし)
議 長	「配布もれなし」と、認めます。 投票箱を、点検します。 (倉掛事務局長・石橋主査による投票箱の点検 一般質問の席にて)
議 長	「異常なし」と、認めます。 それでは、投票用紙に記載をお願いします。 (投票用紙に記載)
議 長	皆さん、記載されましたでしょうか。 (「はい」の声あり)
議 長	ただ今から、投票を行います。

	1 番議員から順番に投票願います。 (1 番議員から順次投票)
議 長	投票もれは、ありませんか。 (投票もれなし)
議 長	「投票もれなし」と、認めます。 これで、投票を終わります。 続いて、開票を行います。 横山善美議員及び木村博文議員、開票の立会いをお願いします。 (開 票)
議 長	選挙の結果を報告します。 投票総数 有効投票 1 6 票 無効投票 0 票です。 有効投票のうち 田中政浩議員 1 0 票 石丸時次郎議員 6 票 以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は、有効投票総数の 4 分の 1 ですので、4 票です。 したがって、田中政浩議員が、副議長に当選されました。 議場の出入口を開きます。 (議場の出入口を開く)
議 長	ただ今、副議長に当選されました田中政浩議員が議場におられます。 会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。 副議長当選承諾及びあいさつを、演台にてお願いします。 田中政浩議員
田中議員	議員各位の皆様方にご支持を賜りありがとうございます。 本日より筑前町議会は、矢野新議長の下スタートいたします。今後は議長の補佐役として副議長の職務を遂行し、開かれた議会、また分かりやすい議会の推進と、議会の公正かつ円満な運営に全力を尽くしてまいります。 町民の皆様方には、議会へのご理解と町政に対するご支援とご協力を心からお願いを申し上げ、簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。終わります。
休 憩	
議 長	ここで、暫時休憩をします。 (1 1 : 2 5)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 5 : 0 0)
日程第 8	
議 長	日程第 8 「議席の指定」を、行います。 議席は、お手元にお配りしました議席表のとおり指定します。
日程第 9	
議 長	日程第 9 「常任委員の選任」を、行います。 お諮りします。 常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元にお配

	りました名簿のとおり指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、常任委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。
日程第 10	
議 長	日程第 10 「常任委員長及び副委員長の互選」を、行います。 委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告します。 総務常任委員長 栗野光雄議員 総務常任副委員長 梅田美代子議員 文教厚生常任委員長 山本一洋議員 文教厚生常任副委員長 奥村忠義議員 産業建設常任委員長 山本久矢議員 産業建設常任副委員長 田口壤司議員 以上のとおり互選されたので、報告します。
日程第 11	
議 長	「議会運営委員の選任」を、行います。 お諮りします。 議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、 田中政浩副議長 栗野光雄総務常任委員長 山本一洋文教厚生常任委員長 山本久矢産業建設常任委員長 以上のとおり指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員は、ただ今指名したとおり選任することに決定しました。
日程第 12	
議 長	日程第 12 「議会運営委員長及び副委員長の互選」を、行います。 委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告します。 議会運営委員長 田中政浩議員 議会運営副委員長 栗野光雄議員 以上のとおり互選されたので、報告します。
日程第 13	
議 長	日程第 13 発議第 1 号「議会広報特別委員会設置に関する決議」を、議題とします。 本件について、説明を求めます。 木村議員
木村議員	発議第 1 号「議会広報特別委員会設置に関する決議」 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

	本日付け。 提出者 木村博文。 賛成者 山本久矢議員、深野良二議員、田口壤司議員、横山善美議員、奥村忠義議員です。 提案理由を申し上げます。 議会広報は議会と住民を結ぶ掛け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っております。 この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する「議会広報特別委員会」を設置するものであります。 議会広報特別委員会設置の内容につきましては、 1. 名 称 議会広報特別委員会 2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条 3. 目 的 議会広報の編集及び発行に関する調査 4. 委員の定数 6人 5. 任 期 調査終了まで、といたしております。 以上、提案理由の説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第1号「議会広報特別委員会設置に関する決議」を、採択します。 発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第1号「議会広報特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決しました。
日程第14	
議 長	日程第14 「議会広報特別委員の選任」を、行います。 お諮りします。 議会広報特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、 木村博文議員 山本久矢議員 深野良二議員 田口壤司議員 横山善美議員 奥村忠義議員 以上のとおり指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会広報特別委員は、ただ今指名したとおり選任することに決定しました。
日程第15	

議 長	日程第 1 5 「議会広報特別委員長及び副委員長の互選」を、行います。 委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告します。 議会広報特別委員長 木村博文議員 議会広報特別副委員長 山本久矢議員 以上のとおり互選されたので、報告します。
日程第 1 6	
議 長	日程第 1 6 「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙」を、行います。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約第 5 条第 1 項の規定により、組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推薦にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、 栗野光雄議員 石丸時次郎議員 田中政浩議員 矢野勉議員 を、指名します。 お諮りします。 ただ今議長が指名した、 栗野光雄議員 石丸時次郎議員 田中政浩議員 矢野勉議員 を、当選人と決めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました 栗野光雄議員 石丸時次郎議員 田中政浩議員 矢野勉議員 が、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。 会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

日程第 17	
議 長	日程第 17 「甘木・朝倉・三井環境施設組合議会の議員選挙」を、行います。 甘木・朝倉・三井環境施設組合規約第 6 条第 2 項の規定により、筑前町から 3 名選出であります。2 名については、議長と副議長となっております。 したがって、甘木・朝倉・三井環境施設組合規約第 6 条第 2 項の規定により、3 名のうち、あと 1 名の組合議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。 甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、 栗野光雄議員 を、指名します。 お諮りします。 ただ今議長が指名した、 栗野光雄議員 を、当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました、 栗野光雄議員 が、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。 会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。
日程第 18	
議 長	日程第 18 「筑慈苑施設組合議会議員の選挙」を、行います。 筑慈苑施設組合規約第 5 条第 1 項の規定により、組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。 筑慈苑施設組合議会議員に、 梅田美代子議員 一木哲美議員 を、指名します。 お諮りします。 ただ今議長が指名した、 梅田美代子議員 一木哲美議員 を、当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました、 梅田美代子議員 一木哲美議員 が、筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。
日程第19	
議 長	日程第19 「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙」を、行います。 福岡県介護保険広域連合規約第8条第1項の規定により、議会の議員及び長の中から1人選出となっており、ただ今から組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。 福岡県介護保険広域連合議会議員に、 河内直子議員 を、指名します。 お諮りします。 ただ今議長が指名した、 河内直子議員 を、当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました、 河内直子議員 が、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。
日程第20	
議 長	日程第20 「両筑衛生施設組合議会議員の選任」を、行います。 お諮りします。 両筑衛生施設組合議会議員の選任については、組合規約第5条の規定により、「議長及び主管常任委員長」となっており、 議長の矢野勉 文教厚生常任委員長の山本一洋議員 を、指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、両筑衛生施設組合議会議員は、ただ今指名したとおり選任することに決定しました。
日程第21	
議 長	日程第21 「福岡県南広域水道企業団議会議員の選任」を、行います。 お諮りします。 福岡県南水道企業団議会議員の選任については、企業団規約第5条第2項の規定により、「関係団体の議会の議長をもって充てる」となっており、議長の矢野勉を、指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、福岡県南広域水道企業団議会議員は、ただ今指名したとおり選任することに決定しました。
日程第22	
議 長	日程第22 「町長から提案理由の説明」を、求めます。 町長
町 長	それでは、本日提案します同意案件の提案理由を説明申し上げます。 同意第1号 筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについては、川上康男委員の任期満了に伴い、後任の選任について同意を求めるものであります。 以上、ご提案申し上げますので、慎重にご審議をいただき賛同賜りますようお願い申し上げます。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第23	
議 長	日程第23 同意第1号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、福本秀昭議員の退席を求めます。 (福本議員退席)
議 長	説明を求めます。 総務課長

総務課長	議案書の2ページをお開きください。 なお、差し替えの分が手元に届いておるとしますので、そちらをご覧ください。 同意第1号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。 本日提出、町長名でございます。 住 所 福岡県朝倉郡筑前町二48番地 氏 名 福本秀昭 生年月日 昭和18年1月18日 提案理由は、先ほど町長が申したとおりでございます。 以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 同意第1号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、同意第1号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。 福本秀昭議員は、席に戻っていただきます。 (福本議員着席)
日程第24	
議 長	日程第24 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第25	
議 長	日程第25 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「所掌事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第26	
議 長	日程第26 「議会広報特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 議会広報特別委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「所管事務調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	本臨時会の会議に付託された事件は、すべて終了しました。 これをもちまして、平成27年第1回筑前町議会臨時会を閉会します。 どうもお疲れさまでございました。 (15:23)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 矢野 勉 1番 議員 横山 善美 3番 議員 木村 博文